年 月 日

五條市長 殿

受注者

住所

商号又は名称

代表者(役職)氏名

円

〇〇〇〇工事に係る

工事請負契約書第26条第5項に基づく請負代金額の変更請求について

標記について、 年 月 日 付け契約締結した下記工事について、契約当初に比べて工期内に主要な工事材料の価格に変更が生じたので、契約書第26条第5項に基づき請負代金額の変更を下記のとおり請求します。

記

- 1. 工事名
- 2. 工事番号 第 号
- 3. 請負代金額 金
- 4. 工期年月日から年月日まで
- 5. 請求する主要品目名・材料名 【請求する工事材料を具体的に記載】
- 6. 変更請求概算額 金 円

※請求の際には、概算額を算定した単品スライド額算定書及び関係書類を作成し、提出すること。 なお、今回の請求は、あくまで概算額であり、精査の結果、請求額が変更となっても問題ない。 五條市長 殿

受注者 住所 商号又は名称 代表者(役職)氏名

工事請負契約書第26条第5項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工 事 名 工 事 番 号

号

記

記載例										
〇鋼	0	t	00.0	00,000	000,000	00,000	000,000	〇年〇月	000,000	
〇鋼	0	t	00.0	00,000	000,000	00,000	000,000	〇年〇月	000,000	
			000.0	00,000	0,000,000	00,000	0,000,000		0,000,000	〇年〇月 計
〇鋼	0	t	00.0	00,000	000,000	00,000	000,000	〇年△月	000,000	
〇鋼	0	t	00.0	00,000	000,000	00,000	000,000	○年△月	000,000	
			000.0	00,000	0,000,000	00,000	0,000,000		0,000,000	○年△月 計
〇鋼 計	0	t	00.0	00,000	000,000	00,000	000,000		0,000,000	〇鋼合計
鋼材	類 合計				0,000,000		0,000,000		0,000,000	
口油	0	L	000	00.0	00,000	00.0	00,000	○年△月	00,000	
口油	0	L	000	00.0	00,000	00.0	00,000	〇年△月	00,000	
			0,000	00.0	000,000	00.0	000,000		000,000	○年△月 計
口油 計	0	L	000	00.0	00,000	00.0	00,000		00,000	□油合計
△油	0	L	000	00.0	00,000	00.0	00,000	〇年口月	00,000	
△油	0	L	000	00.0	00,000	00.0	00,000	〇年口月	00,000	
			0,000	00.0	000,000	00.0	000,000		000,000	〇年口月 計
△油 計	0	L	000	00.0	00,000	00.0	00,000		00,000	△油合計
Link strates 1	A = I									
燃料油	合計				0,000,000		0,000,000		0,000,000	
	LAT								0.000.000	
変動									0,000,000	
単品ス	ライド請求額	摂							0,000,000	

(注)

- 1. 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料(納品書等)を添付の上、併せて監督職員に提出すること。 証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
- 2. 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。
- 3. 変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。
- 4. 詳細に数量計算が出来る場合は、数量計算書を用いてもよい。

様式2

 〇〇第
 号

 年
 月
 日

受注者

住所

氏名 殿

五條市長 〇〇 〇〇

工事請負契約書第26条第8項に基づく協議開始の日について(通知)

標記について、 年 月 日付けで請求のあった下記工事について、工事請負契約書第26条第8項の規定に基づき、スライド額協議開始日を通知します。

記

1 工 事 名

2 工 事 番 号

3 スライド額協議開始日 年 月 日

※受注者からの請求日から7日以降に工期の延期を想定している場合は、「工期末の45日前」と記載する。

年 月 日

五條市長 殿

受注者 住所 商号又は名称 代表者(役職)氏名

工事請負契約書第26条第8項に基づく協議開始の日について(回答)

標記について、 年 月 日 付けで請求のあった下記工事における工事請負契約書第26条第8項に基づく協議開始 (年 月 日)については異存ありません。

記

- 1. 工事名
- 2. 工事番号 第 号

請負代金額変更請求額計算書

五條市長 殿

受注者 住所 商号又は名称 代表者(役職)氏名

工事請負契約書第26条第5項に基づく請負代金額の変更請求額の内訳は、下記のとおりです。

工 事 名 工 事 番 号 第 号

記

品	目	規格	単位	数量	当初単価	当初想定金額	購入単価	購入金額	購入先	購入年月	変動額	備	考
記載係	列												
0	鋼	0	t	00.0	00,000	000,000	00,000	000,000	〇〇商社	〇年〇月	000,000		
0	鋼	0	t	00.0	00,000	000,000	00,000	000,000	〇〇商社	〇年〇月	000,000		
				000.0	00,000	0,000,000	00,000	0,000,000			0,000,000	〇年〇月	計
	ΑΠΙ			000	00000		00000		00+1	0 - 1 -	00000		
0		0	t					000,000		○年△月	000,000		
0	鋓	0	t					000,000	〇〇商社	○年△月	000,000		
				000.0	00,000	0,000,000	00,000	0,000,000			0,000,000	○年△月	計
〇錚	引計	0	t	00.0	00,000	000,000	00,000	000,000			0,000,000	〇鋼合	計
	鋼材	類 合計				0.000.000		0,000,000			0,000,000		
	油	0	L	000	0.00	00,000	00.0	00,000	〇〇石油	○年△月	00,000		
	油	0	L	00	00.0	00,000	00.0	00,000	〇〇石油	○年△月	00,000		
				0,000	00.0	000,000	00.0	000,000			000,000	○年△月	計
□油	計	0	L	000	00.0	00,000	00.0	00,000			00,000	□油合	計
Δ		0	L	000	00.0	00,000	00.0	00,000		〇年口月	00,000		
Δ	油	0	L	000	00.0	00,000	00.0	00,000	□□石油	〇年口月	00,000	0500	
				0,000	00.0	000,000	00.0	000,000			000,000	〇年口月	, <u>ā</u> T
△油	計	0	L	000	00.0	00,000	00.0	00,000			00,000	△油合	計
炒	燃料油	合計				0,000,000		0.000.000			0,000,000		
	変動	物額									0.000,000		
単	色品ス	ライド請求	額								0,000,000		

(注)

- 1. 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料(納品書等)を添付の上、併せて監督職員に提出すること。 証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。
- 2. 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。 なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、複数枚になってもよい。 同一の品目で同一年月でも複数の単価がある場合や購入先が異なる場合は、区分するものとする。
- 3. 変動額から受注者の負担額を差し引いて、単品スライド請求額を算出する計算過程を、別紙に記載すること。

年 月 日

請負代金額変更請求額計算書

五條市長 殿

受注者 住所 商号又は名称 代表者(役職)氏名

〇年〇月〇日付けで通知のあった請負代金額の変更に必要な購入した価格等について、下記のとおり資料を提出します。

工 事 名 工 事 番 号 第 号

記

品目	規 格	単位	数量	購入単価	購入金額	購入先	購入年月	使用した 建設機械名	使用目的	証明の 有無	備	考
記載例												
軽油	1. 2号	L	5,000	90	450,000	四国石油	〇年4月		現場内重機	有	別添〇〇)
軽油	1. 2号	L	10,000	100	1,000,000	四国石油	〇年5月		現場内重機	有	別添〇〇)
軽油	1. 2号	L	15,000	100	1,500,000	四国石油	〇年6月		現場内重機	有	別添〇〇)
軽油	1. 2号	L	14,000	100	1,400,000	四国石油	〇年7月		現場内重機	有	別添〇〇)
軽油	1. 2号	L	5,000	110	550,000	四国石油	〇年8月		現場内重機	有	別添〇〇)
軽油	1. 2号	L	1,000	100	100,000	四国石油	〇年9月		現場内重機	有	別添〇〇)
購入数量(証明	済み)合計		50,000									
軽油	1. 2号	L	2,000		0	四国石油	〇年10月	ダンプ	現場~〇〇地 先(流用先)運 搬	無	別添〇〇)
軽油	1. 2号	L	2,000		0	四国石油	〇年11月	ダンプ		無	別添〇〇)
軽油	1. 2号	L	1,000		0	四国石油	〇年12月	ダンプ	機 現場~〇〇地 先(流用先)運 搬	無	別添〇〇)
購入数量(未証	明)合計		5,000						100			

(注)

^{1.} 購入先、購入単価、購入数量等を証明出来る場合は、その資料(納品書等)を添付の上、併せて監督職員に提出すること。 証明できない場合は、概算数量を記載の上、その算出根拠を記した書類を提出すること。

^{2.} 対象材料は、品目毎および購入年月毎にとりまとめるものとする。なお、とりまとめ数量欄が足りない場合は、別紙にとりまとめるものとする。但し同一の品目で同一年月でも複数の単価がある場合は、区分するものとする。 また、当該品目が同一月で複数の工種や機械で使用されている場合、監督職員より工種や機械毎等の内訳を提出するよう要求があった場合など、追加資料が必要な場合がある。

各種資機材の材料証明書

<u>台煙貝馍</u>	177 VZ 77	イナルツョ													
					は 3 単価	購入金額					連	搬費の内別			
品	目	規格	単位	数量	(税抜き)	(税抜き)	出荷元	購入年月	田品	規格	単位	数量	購入単価 (税込み)	購入金額 (税込み)	搬入先
記載例															
再生骨材	•	40mm	m3	3,000	2,000	6,000,000	奈良砕石		軽油	1, 2号	L	700	90	63,000	奈良石油
									軽油	1, 2号	L	300	90	27,000	吉野石油
再生骨材		40mm	m3	5,000	2,000	10,000,000	奈良砕石	〇年7月	軽油	1, 2号	L	500	100	50,000	奈良石油
									軽油	1, 2号	L	1,000	100	100,000	吉野石油
重建設機	械	ブルドーザ21t級		1	_	_	近畿リース	〇年8月	軽油	1, 2号	L	500	110	55,000	近畿石油
											計	3,000			

様式3-3

建設機械の貨物自動車等による運搬にかかる運搬金額計算総括表(提出資料)

記載例

																HO 494 17 3
建設機械名·規格	路面切削	器			機械	撤入所在地	奈」	良市〇〇町	現均	場所在地	五條	市〇〇町	機械	抛出場所	奈島	東市〇〇町
運		1							運		賃					
運搬車名	規格	運搬距離	積載重量	其大渾恁	× (特大品	۲	悪路	+	深夜早朝	_	冬期割増)+	地区割増・	_	合計
建 版	(t積)	(km)	(t)	至小连貝	^ (1寸八四			'	沐汉 干勒		公州司 坦	7	その他		(税抜き)
セミトレーラ	30	120	29	81,000	× (0.7	+		+		+)+	1,880	II	139,580
					× (+		+		+)+		=	0
					× (+		+		+)+		=	0
					× (+		+		+)+		=	0
					× (+		+		+)+		=	0

重建設機械の分解、組立及び輸送にかかる運搬金額計算総括表(提出資料)

記載例

三足以(火(水)ン) かい		71-10 10 D		1 3440 111 37	(DE)	4 4 7 7										
建設機械名·規格	ブルドーサ	[*] 21t級			機械	搬入所在地	橿原	原市〇〇町	現	場所在地	五條	(市〇〇町	機柄	城搬出場所	橿原	市〇〇町
運	搬車	ij						-	運	ļ	賃					
運搬車名	規格	運搬距離	積載重量	基本運賃	~ /	特大品		悪路	+	深夜早朝	+	冬期割増)+	地区割増・		合計
建 撤平石	(t積)	(km)	(t)	基本理貝	*(行人前	+	志始	+	沐仪平别		今 期刮增)+	その他		(税抜き)
セミトレーラ	20	30	19.973	42,000	× (0.7	+		+		+)+	1,335	II	72,735
トラック	4	30	1.322	18,500	× (0.6	+		+		+)+	650	II	30,250
					× (+		+		+)+		II	0
					× (+		+		+)+		II	0
					× (+		+		+)+		II	0
																102,985
		•		•				•		•			4	計往復		205,970

仮設材(鋼矢板、H形鋼、覆工板等)の運搬にかかる運搬金額計算総括表(提出資料)

記載例

	仮設材	鋼矢板 L=	10m、N=80	枚		仮設	以材搬入所在地	五亿	條市〇〇町	現	場所在地	五條	市〇〇町	仮設	材搬出場所	五修	₹市○○町
	運	搬車間	آ							運	ļ.	賃					
	運搬車名	規格	運搬距離	台数	基本運	倭	数量(t)	×	基本運賃(t)	× (深夜早朝	+	冬期割増)+	その他	=	合計
	建 版	(t積)	(km)	(台)	本本建.	艮	双里(L)	^	本 本建貝(t/	^(/本议十初	'	~ 州司垣	, ,	(O)	_	
セミトレ	ノーラ	20	40	5	H鋼(12m以	(内)	95	×	4000	× (+)+		=	380,000
								×		× (+)+		=	0
								×		× (+)+		=	0
	-							×		× (+)+		=	0
								×		× (+)+		=	0

建設機械の貨物自動車等による運搬にかかる運搬金額計算総括表(提出資料)

記載例

建設機械名•規格	路面切削	器			機械	撤入所在地	奈」	良市〇〇町	現	場所在地	五條	市〇〇町	機械	找搬出場所	奈島	東市〇〇町
運	搬車両	ī							運		賃					
運搬車名	規格	運搬距離	積載重量	基本運賃	× (特大品	+	悪路	+	深夜早朝	_	冬期割増)+	地区割増・		合計
建城平石	(t積)	(km)	(t)	坐	^(1寸八四	_	107 KD	т	冰汉十初	Т	ぐ州司垣	7+	その他		(税抜き)
セミトレーラ	30	120	29	81,000	× (0.7	+		+		+)+	1,880	=	139,580
					× (+		+		+)+		=	0
					× (+		+		+)+		=	0
					× (+		+		+)+		=	0
					× (+		+		+)+		=	0

重建設機械の分解、組立及び輸送にかかる運搬金額計算総括表(提出資料)

記載例

三年以為為4777771		G1-70 70 W.		1 31-400 1H 3V	11001	43417										HD-4W IV I
建設機械名•規格	ブルドーサ	F 21t級			機械	战搬入所在地	橿	原市〇〇町	現	場所在地	五修	(市〇〇町	機柄	城搬出場所	橿原	市〇〇町
運	搬車	ī						•	運		賃					
運搬車名	規格	運搬距離	積載重量	基本運賃	× (特大品	+	悪路	+	深夜早朝	+	冬期割増)+	地区割増・	_	合計
建颁毕石	(t積)	(km)	(t)	本 个建貝	^(行人四		志昭	+	沐仪 平别	+	◇州 司垣	7+	その他		(税抜き)
セミトレーラ	20	30	19.973	42,000	× (0.7	+		+		+)+	1,335	=	72,735
トラック	4	30	1.322	18,500	× (0.6	+		+		+)+	650	=	30,250
					× (+		+		+)+		=	0
					× (+		+		+)+		=	0
					× (+		+		+)+		=	0
	•			•						•				·		102,985
													쉳	計往復		205,970

仮設材(鋼矢板、H形鋼、覆工板等)の運搬にかかる運搬金額計算総括表(提出資料)

記載例

仮設材	鋼矢板 L=	10m, N=80	枚		仮設材搬入	所在地	五作	除市○○町	現	場所在地	五條	(市〇〇町	仮設	材搬出場所	五修	¥市〇〇町
運	搬車	ī							運		賃					
運搬車名	規格	運搬距離	台数	基本運1	賃 数量	-} (+)	v	基本運賃(t)	v (深夜早朝	_	冬期割増)+	その他	_	合計
连派平石	(t積)	(km)	(台)	坐不足	以 以 主	<u>=</u> (L)		坐 平 建員(t)	^ (从 (X 十 初		2.201 D12B	, ,	(0)		ПВІ
セミトレーラ	20	40	5	H鋼(12m以	(内)	95	×	4000	× (+)+		1	380,000
							×		× (+)+		=	0
							×		× (+)+		=	0
							×	·	× (+)+		=	0
							×	·	× (+)+		=	0

工事請負契約書第26条第5項に基づく請負代金額の変更請求について(申出書)

五條市長 殿

受注者

住所

商号又は名称

代表者(役職)氏名

下記対象資材について、実際の購入金額により価格変動後の金額を算定すること希望します。

工 事 名

工事番号 第号

記

品	目	規格	単位	数量	購入時期	搬入時期	購入単価	比較時期	実勢単価	変動額	備考
記載例	IJ										
O	岡	0	t	00.0	〇年〇月	〇年〇月	00,000	〇年〇月	000,000	000,000	
0	罁	0	t	00.0	_	〇年〇月	00,000	〇年〇月	000,000	000,000	
ガソ	ノン	0	L	00.0	〇年〇月	_	00,000	〇年〇月	000,000	000,000	
00	C	0	m3	00.0	〇年〇月	〇年〇月	00,000	〇年〇月	000,000	000,000	類似品(〇〇)
00	C	0	m3	00.0	_	〇年〇月	00,000	〇年〇月	000,000	000,000	

(注)

- 1. 実際の購入金額により価格変動後の金額を算定することを希望する場合は、実勢単価以上になることを確認した資料を作成し、監督職員に提出するものとする。
- 2. 実勢単価は物価資料より確認することを原則とするが、確認できない場合は類似資材における価格を準用することも可能。
- 3. 申し出た対象資材については、当該地域での市場取引価格が確認できる2社以上の見積りを、実際に現場に搬入した月もしくは購入した月に取得し、その都度監督職員に提出すること。なお、実際の購入先は含めない。
- 4. 見積書は、工期内の代表的な月(1ヶ月以上)とし、工事全期間の提出は要しない。 なお、見積書の有効期限は、実際に「現場に搬入された月もしくは購入した月」を含むものとする。
- 5. 見積書提出後、購入価格に大幅な変更が生じた場合は、その都度、当該地域での市場取引価格が確認できる 2社以上の見積りを監督職員に提出すること。
- 6. 上記3. ~5. に基づく証明書類が提出されない場合は、適当と判断できない。

様式4

※本様式は、発注者から協議開始日に受注者に対象の品目、規格、数量等について通知する場合に必要に応じて使用。

スライド変更等協議書

年 月 日

受注者

住所

氏名 殿

五條市長 〇〇 〇〇

工事名

工事番号

工期 年月日~ 年月日

年 月 日付けで請求のあった工事請負契約書第26条第5項の規定に基づく請 負代金額の変更請求について別添のとおり品目、規格、数量としたので協議します。

(また、本協議書の通知日をもって協議開始の日とします。(必要に応じて記載))

工事請負契約書第26条第5項の対象材料内訳表

	于明天人们自力。			
品目	規 格	単 位	数量	備考

様式5-1

部長	次長	課長	課長補佐	係長	主任	検算	設計

スライド調書

工 事 名	OOOO工事		
工事番号	第〇〇〇〇〇〇号		
請負代金額	18, 900, 000円		
(消費税相当額含む)	22, 505, 700円		
設 計 書 金 額 (消費税相当額含む)	21, 000, 000円		
工期	自) 年 月 日 至) 年 月 日		
スライド金額(S)	3, 605, 700円		
うち取引に係る消費税及び 地方消費税の額	327, 791円		

建設工事に係る物価の変動に基づくスライド額計算書

①請負代金額 (消費税額含む)	18,900,000
②設計書金額 (消費税相当額含む)	21,000,000
③既済部分出来高金額 (消費税相当額含む)	5,250,000
④スライド対象請負金額(①-③) (消費税相当額含む)	13,650,000
⑤(M ^{変更} 鋼ーM ^{当初} 鋼) (消費税含む・落札率考慮)	747,495
⑥(M ^{変更} 油ーM ^{当初} 油) (消費税含む・落札率考慮)	1,444,905
⑦(M ^{変更} _{材料} ーM ^{当初} _{材料}) (消費税含む・落札率考慮)	800,455

1) スライド額(S)

 $S = \{ (M^{\underbrace{v}}_{ij} - M^{\underbrace{u}}) + (M^{\underbrace{v}}_{ij} - M^{\underbrace{u}}) + (M^{\underbrace{v}}_{ij} - M^{\underbrace{u}}) + (M^{\underbrace{v}}_{ij} - M^{\underbrace{u}}) - P \times 1/100 \}$ $= (5) + (6) + (7) - (4) \times 1/100 = \underbrace{2,856,355}$ $M^{\underbrace{u}}_{ij}, M^{\underbrace{u}}_{ij}, M^{\underbrace{u}}_{ij} = \{ p1 \times D1 \times k1 + p2 \times D2 \times k2 + \cdots + pm \times Dm \times km \} \times 110/100 \}$ $M^{\underbrace{v}}_{ij}, M^{\underbrace{v}}_{ij}, M^{\underbrace{v}}_{ij} = \{ p1 \times D1 \times k1 + p2 \times D2 \times k2 + \cdots + pm \times Dm \times km \} \times 110/100 \}$

工事材料の金額

 $M^{\stackrel{ ext{a}}{ ext{d}}}$, $M^{\stackrel{ ext{a}}{ ext{d}}}$, $M^{\stackrel{ ext{a}}{ ext{d}}}$: 価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他の主要

工事材料の金額

p: 設計時点における各対象材料の単価 p': 価格変動後における各対象材料の単価 D: 各対象材料について算定した対象数量

k: 落札率 P: 請負代金額

2)スライド金額(S')= スライド額S×100/110=2,596,000
(千円未満切り捨て)

3)消費税相当額=スライド額(S)×O. 1= 259,600

4)スライド額(S)=スライド額(S')+消費税相当額 2.855.600

建設工事に係る物価の変動に基づくスライド額計算書

①請負代金額 (消費税額含む)	18,900,000
②設計書金額 (消費税相当額含む)	21,000,000
③既済部分出来高金額 (消費税相当額含む)	5,250,000
④スライド対象請負金額(①-③) (消費税相当額含む)	13,650,000
⑤(M ^{変更} 鋼ーM ^{当初} 鋼) (消費税含む・落札率考慮)	747,495
⑥(M ^{変更} 油ーM ^{当初} 油) (消費税含む・落札率考慮)	1,444,905
⑦(M ^{変更} _{材料} ーM ^{当初} _{材料}) (消費税含む・落札率考慮)	800,455
⑧請負者からのスライド請求金額 (消費税含む) ※様式-3の請求額	2,800,000

1)スライド額(S)

$$S = \{ (M^{\underbrace{\mathfrak{sp}}_{\mathfrak{g}} - M^{\underbrace{\mathsf{sh}}_{\mathfrak{g}}}) + (M^{\underbrace{\mathsf{sp}}_{\dot{\mathsf{lh}}} - M^{\underbrace{\mathsf{sh}}_{\dot{\mathsf{lh}}}}) + (M^{\underbrace{\mathsf{sp}}_{\dot{\mathsf{lh}}} - M^{\underbrace{\mathsf{sh}}_{\dot{\mathsf{lh}}}}) - P \times 1/100 \} \\ = (5) + (6) + (7) - (4) \times 1/100 = \underbrace{2,856,355}_{2,856,355} + (1) \times 1/100 = \underbrace{2,856,355}_{2,856,355} + (1) \times 1/100 = \underbrace{2,856,355}_{2,856,355} + (1) \times 1/100 = \underbrace{1/100}_{3,856,355} + (1) \times 1/100 = \underbrace{1/100}_{3,85$$

 $M^{\overline{\infty}}_{\phantom{\overline{M}}}, M^{\overline{\infty}}_{\phantom{\overline{M}}}, M^{\overline{\infty}}_{\phantom{\overline{M}}}$: 価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他の主要

工事材料の金額

M^{当初}_錮, M^{当初}_油, M^{当初}_{材料}: 価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他の主要

工事材料の金額

p: 設計時点における各対象材料の単価 p: 価格変動後における各対象材料の単価 D: 各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率 P : 請負代金額

2)スライド金額(S')	=	スライド額S×100/110=	2,596
			(千円未満切り捨て)

3)消費税相当額=スライド額(S)×0.1= 259,600

4)スライド額(S)=スライド額(S')+消費税相当額 2,855,600

様式6

〇〇第 号

年 月 日

受注者

住所

氏名 殿

五條市長 〇〇 〇〇

工事請負契約書第26条第5項に基づく請負代金額の変更について(協議)

年 月 日付けで請求のあった標記について、工事請負契約書第26条第7項に基づき、下記のとおり協議する。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 番 号
- 3 スライド変更金額(増) 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 円

スライド額が請負代金額の1%を超えない場合に限り本様式を使用する。

様式6

〇〇第 号

年 月 日

受注者

住所

氏名 殿

五條市長 〇〇 〇〇

工事請負契約書第26条第5項に基づく請負代金額の変更について(協議)

年 月 日付けで請求のあった標記について、工事請負契約書第26条第7項に基づき、下記のとおり協議する。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 番 号
- 3 スライド変更可否 スライドの適用が認められない
- 4 理 由 スライド額が請負代金の1%を超えないため

工事変更請負契約書(第〇回)

工	哥	F	名		
エ	事	番	号	第	号
エ	事	場	所	五條市	地内
路約	泉(泸	可川)名		

変更契約事項

1. 請負代金増加額 金 円 うち取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額 金 円 (受注者が課税業者である場合に限り、記入すること。)

- 2. 工事請負契約書第26条第5項の規定に基づく物価の変動による変更
- 3. その他、原契約書及び工事変更請負契約書(第△回)のとおり

この変更契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自1通 を保有する。

年 月 日

発注者 住所

氏名 印

受注者 住所

氏名 印

様式-7

年 月 日

五條市長 殿

受注者 住所 商号又は名称 代表者(役職)氏名

工事請負契約書第26条第7項に基づく請負代金額の変更額について(回答)

標記について、 年 月 日付けで協議のあった下記工事における工事請負契約書第26条第7項に基づくスライド変更金額については異存ありません。

記

- 1. 工事名
- 2. 工事番号 第 号

年 月 日

五條市長 殿

受注者 住所 商号又は名称 代表者(役職)氏名

請負工事既済部分検査請求書

工事請負契約書第38条第2項により既済部分検査(第〇回)を請求します。 今回、請求する部分払いの範囲については、工事請負契約書第26条第5項の 請求対象とすることを併せて要請します。

記

エ	事	名	
_		期	自
	:	77 71	至

(参考)取り下げ願い

年 月 日

五條市長 殿

受注者 住所 商号又は名称 代表者(役職)氏名

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更に伴う 工事請負契約書第26条第5項の適用請求の取り下げについて

年 月 日付けで行った、下記工事に関する工事請負契約書第26条第5項の適用 請求についてはこれを取り下げます。

記

1. 工事名

2. 工事番号 第 号

3. 請負代金額 金 円

4. 工期 年 月 日 から

年 月 日 まで

市場単価・土木工事標準単価の扱い<市場単価>

工種	名称	規格	単位	取扱い**	備考
鉄筋工(太径鉄筋含む)	鉄筋工	鉄筋加工・組立	t	1	鋼材類
鉄筋工(ガス圧接工)	ガス圧接工	ガス圧接工 手動 (半自動)・自動	箇所	2	材料分離不可
インターロッキング ブ ロックエ	インターロッキング ブ ロックエ	設置	m2	2	材料分離不可(※②)
防護柵設置工(ガードレール)	ガードレール設置工	標準型(土中建込)	m	2	材料分離不可(※②)
		標準型(コンクリート建込)	m	2	材料分離不可(※②)
		耐雪型(土中建込)	m	2	材料分離不可(※②)
		耐雪型(コンクリート建込)	m	(2)	材料分離不可(※②)
		部材設置 (レール設置) (耐雪型含む)	m	(1)	鋼材類
防護柵設置工(ガードバイブ)	ガードバイプ設置工	標準型 (土中建込)	m	2	材料分離不可(※②)
	The second second	標準型(コンクリート建込)	m	2	材料分離不可(※②)
		部材設置 (パイプ設置)	m	(1)	鋼材類
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	横断・転落防止柵設置工	土中建込	m	(1)	鋼材類
	Section (Consumer Section Consumer Consumer Section Consumer Consumer Section Consumer Consum	プ レキャストコンクリートフ ロック建込	m	(1)	鋼材類
		コンケリート建込	m	(1)	鋼材類
		アンカーボールト固定	m	1	鋼材類
		部材設置(ピームまたはパネルの設置)	m	(1)	鋼材類
		根巻きコンケリート設置	m	(2)	材料分離不可
防護柵設置工 (落石防護柵)	落石防護柵設置工	中間支柱設置工	本	(2)	材料分離不可
VIN 1971 IDC 1107	The state of the s	端末支柱設置工	*	2	材料分離不可
		ローブ・金網設置工(間隔保持材付き)	m	2	材料分離不可
		ローブ・金網設置工 (上弦材付き)	m	2	材料分離不可
		ステーロープ 設置工	本	(2)	材料分離不可
防護柵設置工 (落石防止網)	落石防止網設置工	金網・ロープ設置	m2	2	材料分離不可
好被彻及直工(洛伯的正视)	治伯奶正納設區工	立れ、ローク 設備 アンカー設置			
			箇所	2	材料分離不可
LT-	4.5	ボケット式支柱 (アンカー固定式)	箇所	2	材料分離不可
去面工	法面工	H. 外吹付工	m2	2	材料分離不可
		コンケリート吹付工	m2	2	材料分離不可
		機械藩種施工による植生工(植生基材吹付工)	m2	2	材料分離不可
		機械藩種施工による植生工(客土吹付工、種子散布工)	m2	2	材料分離不可
		人力施工による植生工(植生マット工、植生シート工)	m2	2	材料分離不可
		人力施工による植生工(植生筋工、筋芝工)	m2	(2)	材料分離不可
		人力施工による植生工(張芝工)	m2	2	材料分離不可
		ネット張工(繊維ネット工)	m2	2	材料分離不可
吹付枠工	吹付枠工	モルタル・コンクリート	m	2	材料分離不可
		52張工	m2	2	材料分離不可
道路植栽工	道路植栽工	植樹工	本	1	その他材料
		支柱設置	本 (m)	2	材料分離不可
		地被類植付工	鉢	1	その他材料
		植樹管理(せん定)	本 (m2)	-	材料費含まず
		植樹管理(施肥)	本 (m2)	1	その他材料
		植樹管理(除草・芝刈・灌水)	m2	-	材料費含まず
		植樹管理 (防除)	本 (m2)	1	その他材料
		移植工(掘取工)	本	2	材料分離不可
橋梁用伸縮継手装置設置工	橋梁用伸縮継手装置設置工		m	1	鋼材類
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		m	1	鋼材類・その他材料
薄層カラー舗装工	薄層カラー舗装工	樹脂モルタル舗装工	m2	2	材料分離不可
		景観透水性舗装工	m2	2	材料分離不可
		樹脂系すべり止め舗装工	m2	2	材料分離不可
直路標識設置工	道路標識設置工	標識柱・基礎設置(路側式)	基	2	材料分離不可
		標識柱設置(片持式)	基	(I)	鋼材類
		標識柱設置(門型式)	基	1	鋼材類
		標識基礎設置(片持式・門型式)	m3	2	材料分離不可
		標識板設置(案内標識)	m2	(2)	材料分離不可
		標識板設置(警戒・規制・指示・路線)	m2	1	鋼材類
		添架式標識板取付金具設置(信号7-4部)	基	2	材料分離不可
		添架式標識板取付金具設置(照明柱·既設標識柱)	_	-	材料分離不可
			基 #	2	10 March 1997 (1997)
		添架式標識板取付金具設置(歩道橋)	基	1	鋼材類

取扱い欄 ①:市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工種

②:市場単価等に材料費が含まれているが市場単価等の構成上、分離ができない工種 (備考欄「※②」について、設計図書に材料が明示されている場合は、その数量について単品スライド対象とすることができる。)

市場単価・土木工事標準単価の扱い<市場単価>

工種	名称	規格	単位	取扱い [※]	備考
直路付属物設置工	道路付属物設置工	視線誘導標設置・土中建込用	本	2	材料分離不可(※②)
		視線誘導標設置・コンクリート建込用 (穿孔含む)	本	2	材料分離不可(※②)
		視線誘導標設置・コンクリート建込用(穿孔含まない)	本	2	材料分離不可(※②)
		視線誘導標設置・防護柵取付用	本	2	材料分離不可(※②)
		視線誘導標設置・構造物取付用	本	2	材料分離不可(※②)
		視線誘導標設置(スノーポール併用型)	本	2	材料分離不可(※②)
		境界杭設置	本	1	その他材料
		道路鋲設置(穿孔式)	個	2	材料分離不可(※②)
		道路鋲設置(貼付式)	個	2	材料分離不可(※②)
		車線分離標設置(可変式・着脱式)(穿孔式)	本	2	材料分離不可(※②)
		車線分離標設置(固定式)(貼付式)	本	2	材料分離不可(※②)
		境界鋲設置 金属製	本	1	その他材料
公園植栽工	公園植栽工	植樹工	本	1	その他材料
		支柱設置	本 (m)	2	材料分離不可
		地被類植付工	傘	1	その他材料
灾弱地盤処理工	軟弱地盤処理工	サンド・ド・レーンエ	m	1	その他材料
		サント コンパ クションパ イルエ	m	1	その他材料
脅面防水工	橋面防水工	シート系防水	m2	2	材料分離不可
		塗膜系防水	m2	2	材料分離不可
"ルーヒ"ング エ	グ ルーピ ング エ		m2	192	材料費含まず
失筋挿入工(ロックオ・ルトエ)	鉄筋挿入工	鉄筋挿入工	m	1	鋼材類・コンクリート類
		仮設足場の設置・撤去	空m3	2	材料分離不可
ロンクリート表面処理工(ウォータージ ェットエ)	コンクリート表面処理工		m2	2	材料分離不可

市場単価・土木工事標準単価の扱いく土木工事標準単価>

工種	名称	規格	単位	取扱い※	備考
区画線工	区画線工	溶融式 (手動)	m		燃料油・その他材料
	A Company	ペイント式(車載式)	m	1	燃料油・その他材料
		区画線消去 (削取り式)	m	1	燃料油・その他材料
		区画線消去(ウオータージェット式)	m	-	材料費含まず
	区画線工 (北海道特殊規格)	溶融式 (車載式)	m	1	燃料油・その他材料
	100 Section (100 Sec	ベイント式(車載式)	m	1	燃料油・その他材料
		ペイント式(手動)	m	1	燃料油・その他材料
高視認性区画線工	高視認性区画線工	リブ式・溶融式	m	1	燃料油・その他材料
		非リブ式・溶融式	m	1	燃料油・その他材料
		区画線消去(削取り式)	m	1	燃料油
看梁塗装工	橋梁塗装工	新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 素地調整	m2	2	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 研磨材及びケレンかす回収・積込工	m2	2	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 ミストコート	m2	2	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 下塗り塗装	m2	2	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 中塗り塗装	m2	2	材料分離不可
		新橋現場塗装・新橋継手部現場塗装 上塗り塗装	m2	2	材料分離不可
		塗替塗装 清揚・水洗い	m2	2	材料分離不可
		塗替塗装 素地調整	m2	2	材料分離不可
		塗替塗装 研磨剤及びケレンかす回収・積込工	m2	2	材料分離不可
		塗替塗装 下塗り塗装	m2	2	材料分離不可
		塗替塗装 中塗り塗装	m2	2	材料分離不可
		塗替塗装 上塗り塗装	m2	2	材料分離不可
菁造物とりこわし工	構造物とりこわし工	無筋構造物	m3	(50)	材料費含まず
	3	鉄筋構造物	m3		材料費含まず
ンクリートプロック積工	コンクリートフ゛ロック積工	7 ロック積工 (練積・空積)	m3	1	コンケリート類
非水構造物工	排水構造物工	U字例溝	m	1	コンクリート類
		自由勾配側溝	m	1	コンクリート類
		蓋版	枚	1	鋼材類・コンクリート類
鋼製排水溝設置工	鋼製排水溝設置工	鋼製排水溝設置	m	1	鋼材類

取扱い欄 ①:市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工種

②:市場単価等に材料費が含まれているが市場単価等の構成上、分離ができない工種 (備考欄「※②」について、設計図書に材料が明示されている場合は、その数量について単品スライド対象とすることができる。)

市場単価・土木工事標準単価の扱いく土木工事標準単価>

工種	名称	規格	単位	取扱い※	備考
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	表面被覆工(コンクリート保護塗装)	下地処理	m2	-	材料費含まず
	Description of the second seco	7 [*] ライマー塗布 (CC-A塗装、CC-B塗装)	m2	2	材料分離不可
		下地調整 (CC-A塗装、CC-B塗装)	m2	2	材料分離不可
		塗装(中塗り)(CC-A塗装)	m2	2	材料分離不可
		塗装 (中塗り) (CC-B塗装)	m2	2	材料分離不可
		塗装 (上塗り) (CC-A塗装)	m2	2	材料分離不可
		塗装 (上塗り) (CC-B塗装)	m2	2	材料分離不可
表面含浸工	表面含浸工	簡易清掃	m2	-	材料費含まず
	1 2 3 3 3	下地処理	m2		材料費含まず
		含浸材塗布	m2	1	その他材料
車続繊維シート補強工	連続繊維シート補強工	下地処理	m2		材料費含まず
	NEARWARD WARRES	7 ライマー塗布	m2	1	その他材料
		不陸修正	m2	1	その他材料
		連続繊維シート本体貼付(一層当たり)	m2	1	その他材料
		仕上げ塗装 (中塗り+上塗り)	m2	1	その他材料
		仕上げモルタル・塗装(モリタル+モルタル用上塗り)	m2	1	その他材料
別落防止工 (アラミドメゥシュ)	剥落防止工(アラミドメッシュ)	アラミドメッシュ本体貼付	m2	1	その他材料
届水対策材設置工	漏水対策材設置工	漏水対策材設置	m	1	その他材料
防草シート設置工	防草シート設置工	防草シート設置(覆土)	m2	1	その他材料
		防草シート設置(露出)	m2	(1)	その他材料
紫外線硬化型FRPシート設置工(ポリエステル樹脂)	紫外線硬化型FRPシート設置工(ボリエステル樹脂)	紫外線硬化型FRPシート設置(紫外線照射なし)	m2	(2)	材料分離不可
AND THE RESERVE OF THE PARTY OF		紫外線硬化型FRPシート設置(紫外線照射あり)	m2	(2)	材料分離不可
参膜除去工	塗膜除去工	塗膜剥離剤塗布・塗膜除去	m2	(1)	その他材料
でキュームブ ラストエ	バ キュームブ ラスト工	n° +2-47° 521	m2	(2)	材料分離不可
道路反射鏡設置工	道路反射鏡設置工	支柱・基礎設置	基	(2)	材料分離不可
		鏡体設置	基	(2)	材料分離不可
		鏡体搬去	基	_	材料費含まず
		支柱・基礎撤去	基		材料費含まず
反設防護柵設置工 (仮設が - ドレール)	仮設防護柵設置工(仮設がート・レール)	仮設防護柵設置 H鋼基礎	m	(1)	鋼材類
A STATE OF THE STA	15. 6次分 15次 10 10次 10元	仮設防護柵設置 独立基礎プ py7	m	(I)	鋼材類・コンクリート類
		仮設防護柵設置 連続基礎7 Dy7	m	1	鋼材類・コンクリート類
		仮設防護柵撤去 H鋼基礎	m	-	材料費含まず
		仮設防護柵撤去 独立基礎プロック	m		材料費含まず
		仮設防護柵撤去 連続基礎プロック	m	-	材料費含まず
機械式継手工	機械式継手工	継手方式(1)	箇所	(1)	鋼材類
001001-2008-3	100 100 20/100 3	継手方式(2)	箇所	(1)	鋼材類
5.抗板付鋼製杭基礎工	抵抗板付鋼製杭基礎工	打込または引抜 施工条件	0	1	鋼材類
DIVINAL I PRINCE DE UNIVERSE	Table of the Life And deed to Acomp Annie	打込または引抜 施工条件Ⅱ	式	1	鋼材類
		打込または引抜 施工条件III	式	1	鋼材類
"ソコーキング" 式コンクリートひび割れ誘発目地設置工	/ンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工	A STATE OF S	m	(2)	材料分離不可
FRP製格子状/ 訓設置工	FRP製格子状が 礼設置工	+	枚	2	材料分離不可
受食防止用植生マット工(養生マット工)	侵食防止用植生マット工(養生マット工)		m2	(1)	その他材料
文良の正所値エ*バエ (養エ*バデエ) 支承金属溶接工	支承金属溶接工	支承金属溶射プラスト法(潤滑性防錆剤注入なし)	基	(2)	材料分離不可
A、17-31C 10年/世1区 土。	人(下) 近期(日7天上	支承金属溶射/ ラスト法 (潤滑性防錆剤注入なじ) 支承金属溶射/ ラスト法 (潤滑性防錆剤注入あり)	並	(2)	
				(2)	材料分離不可
		支承金属溶射 粗面形成法	基层	(2)	材料分離不可
		仕上げ塗装(1層)	層	(6)	材料分離不可

取扱い欄 ①:市場単価等に材料費が含まれており分離が可能な工種

②:市場単価等に材料費が含まれているが市場単価等の構成上、分離ができない工種 (備考欄「※②」について、設計図書に材料が明示されている場合は、その数量について単品スライド対象とすることができる。)

(参考) 全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

項	目	全体スライド (第1~4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に 対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対 応する措置	急激な価格水準の変動に対応する 措置
対象		請負契約締結の日から12ヶ月経過 後の残工事量に対する資材、労務 単価等	部分払いを行った出来高部分を除 く 特定の資材(鋼材類、燃料油類 等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
請負額変更 の方法	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライドと併用の場合、全体スライド政はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度 必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスラ イド適用後、12ヶ月経過後に適用 可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を 除いた工期内全ての特定資材が対 象のため、再スライドの必要がな い)	可能

単品スライド額算定の考え方 概略フロー

別紙-1

増額変更の場合の例

受注者

□ 単品スライドの請求

(必要な情報、資料等)

- ·対象品目、対象材料
- · 変更請求概算額
- ・材料毎に対象数量、搬入・購入等の時期、 購入先、単価・購入価格及び、それが 証明できる納品書、請求書、領収書



(参考) 対象品目及び材料

区 分	品目	材料
鋼材類	鋼材類	H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鉄鋼 二次製品、ガードレール、スクラップ等 (賃料や損料も対象とすることが可能)
燃料油	燃料油	ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油
その他工事材料	コンク リート類	レディーミクストコンクリート(生コン)、セメント、モルタル、コンクリート混和材、コンクリート用骨材、コンクリート二次製品等
	アスファ ルト類	アスファルト混合物、アスファルト乳剤、 ストレートアスファルト、改質アスファ ルト等
	その他主 要な工事 材料	上記以外の主要な工事材料が対象

発注者

- □ 「実勢価格に基づく変動後の金額」と「実際の購入金額」を比較 ▶ 品目毎の合計金額で比較する(材料毎の比較は行わない)
 - ① 実勢価格に基づく変動後の金額(品目毎の合計金額) 実勢価格は落札率を考慮
 - ② 実際の購入金額 (品目毎の合計金額)



「① 実勢価格に基づく変動後の金額」が 安価となる品目

発注者

□ 実勢価格にて品目毎の変動額を算出



発注者

□ 品目毎の変動額が請負代金額※の 1%を超えるかを確認

品目の一部の材料について実際の購入金額を 用いて確認することも可



変動額が請負代 金額※の1%を 超える品目



変動額が請負代金額※の 1%を超えない品目は 単品スライドの対象外

「② 実際の購入金額」が安価となる品目

発注者

□ 実際の購入金額にて品目毎の変動額を算出



発注者

□ 品目毎の変動額が請負代金額※の 1%を超えるかを確認



発注者

変動額が請負代 金額※の1%を 超える品目



Н

■ <u>実際の購入金額にて</u>スライド額を算定

変動額が請負代金額※の 1%を超えない品目は 単品スライドの対象外

発注者

■ <u>実勢価格にて</u>スライド 額を算定



受注者から実際の購入金額で スライド額を算出することを 希望する旨の申し出があった場合

- □ <u>申し出のあった材料毎</u>にスライド額を 「実際の購入金額」にて算出するか 「実勢価格」にて算出するかを確認
- ▶ 具体的なフローは次ページ参照

※ 部分払いをした工事における 「請負代金額」は出来高部分に 相応する請負代金額を控除した額

実際の購入金額の確認フロー

別紙-1

受注者

- □ 実際の購入金額でのスライド額算定を希望
 - ・対象品目及び対象材料を申出※
 - ・実購入先を含まない2社以上の見積り提出※
 - ▶「実際の購入金額の単価」が「実勢価格(落札率考慮)」以上となることを受注者にて確認

(補足) 見積りについて

□工期内の代表的な月(1ヶ月以上) とする

※単品スライドの請求時に あわせて提出

第1段階



発注者

□ 受注者から提出された見積りから「地域の材料価格の傾向」と「実際の購入金額での検討」を行う ことの妥当性を確認

<チェック項目>

- □ 対象材料ごとに以下を確認
 - ・「現場に搬入された月もしくは購入した月」のうち、代表的な月(1ヶ月以上)の単価で確認
 - ▶「実際の購入金額の単価」と2社以上の「見積 り単価」を比較し、「実際の購入金額の単価」 が最も安価となる

「実際の購入金額の単価」 が最も安価とならない材料



実勢価格にて算出

□ 実購入先の当該材料の価格変動は 社会(もしくは地域)全体として のものではない。

第2段階



「実際の購入金額の単価」が最も安価となる材料

発注者

□ 「実際の購入金額」の「実勢価格」からの乖離の 程度を確認

<チェック項目>

- □ ①が②以内であるかを確認
 - ①「実際の購入金額の単価」 (複数月に渡って搬入している場合は、 購入単価の加重平均)
 - ②「実勢価格の単価(落札率考慮)+30%」 (複数月に渡って搬入している場合は、 実勢価格の単価(落札率考慮)の 加重平均+30%)
- □ ①が②を上回る場合、特別に考慮すべき価格変動 要因がないかを確認

<確認方法> 各発注者の判断による

- 1) 発注者による見積り徴収
- 2) 近隣工事における材料調達状況
- 3)特別調査で設定した単価の場合、調査機関へ のヒアリング 等

<u>実際の購入金額の</u> 妥当性が確認できない



実勢価格にて算出

実勢価格の単価(落札率考慮)の +30%は発注者として妥当性を確認する ためのものであり、+30%を超えても 妥当性が確認されれば採用可能

•

実際の購入金額の妥当性が確認できる

実際の購入金額にて算出

- □ ①が②以内の場合、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致しているため、妥当と判断
- □ ①が②を上回る場合、実際の購入金額の単価が妥当であることが発注者が入手できる情報・資料から確認できる